

31受文科総第53号
平成31年4月2日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
小学校高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長 殿
各大学共同利用機関法人機構長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

文部科学事務次官
藤原



御即位当日における祝意奉表について（通知）

標記について、平成31年4月2日付けで、別添のとおり内閣官房長官から文部科学大臣宛て通知がありました。

については、貴機関及び貴管下の学校その他の教育機関においても、この趣旨に沿ってよろしくお取り計らい願います。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関等に対して、各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人その他の教育機関等に対して、国公立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本件の周知をお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第1係
電話：03-5253-4111（内線3003）



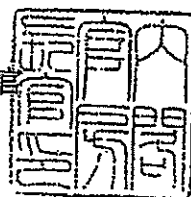
閣総皇式第2号

平成31年4月2日



文部科学大臣 殿

内閣官房長官



御即位当日における祝意奉表について（依命通知）

本日の閣議において、別紙のとおり決定されましたので、命により通知いたします。貴府省部内一般及び各公署等に対して、しかるべく御配慮願います。

(別紙)

御即位当日における祝意奉表について

〔平成31年4月2日〕
閣議決定

御即位当日（5月1日）、祝意を表するため、各府省においては、下記の措置をとるものとする。

記

- 1 国旗を掲揚すること。
- 2 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。
- 3 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。